

川崎医療短期大学紀要投稿規定

1. 紀要名称 川崎医療短期大学紀要
BULLETIN of KAWASAKI COLLEGE OF ALLIED HEALTH PROFESSIONS
2. 発行 年1回12月上旬, B5版の大きさと発行する。
3. 投稿資格者 1) 川崎医療短期大学の専任教員であり, かつ筆頭著者となることを原則とする。
(連名者は専任教員に限らない)
2) その他, 編集委員会から執筆を依頼された場合。
4. 原稿の種類 1) 和文または欧文。
2) 未発表の論文で, 形式は原著論文, 調査研究報告, 評論などとする。
5. 投稿申込 投稿予定者は「投稿希望用紙」に所定事項を記入の上, 6月下旬に各科編集委員を通じて編集委員長へ提出する。
6. 原稿の内容 1) 原稿は, 原則として刷り上がり6ページ以内とする。和文の場合は指定の原稿用紙(21字×20行)24枚程度, 欧文の場合はダブルスペース20枚程度である。
2) 引用・参考文献の数は必要最少限にとどめる。
3) 図, 表, 写真の大きさは, 台紙を含めて40×30cm以内とする。
7. 掲載料 1) 原稿は上記の制限内であれば無料とし, この制限を越えた場合は超過分の実費を著者が負担する。
2) 写真が色刷りの場合, その費用は著者が負担する。
3) 掲載論文の別刷は30部まで無料とし, 超過分の費用は著者が負担する。
4) すでに印刷に出された論文を著者が辞退した場合, そのために生じた費用は著者が負担する。
8. 原稿の提出 指定の投稿カードに必要な事項を記入し, 原稿と共に各科の編集委員を通じて編集委員長へ提出する。提出期日は原則として8月下旬とする。原稿の受理日は編集委員会で採択された日とし, 各論文の第1ページに記載する。
9. 編集 1) 投稿された論文の採否, 編集ならびに発行に関わることは編集委員会が決定する。
2) 提出された原稿は編集委員会で検討し, 原稿について加除校正を助言することがある。
3) 著者による校正は再校1回のみとし, 校正時における内容の大幅な変更や追加は認めない。
10. 原稿の返却 著者から提出された原稿ならびに, 図, 表, 写真などは紀要出版後著者へ返却する。
11. 著作権 提出された論文の著作権は執筆者に帰属する。
12. その他 規定の改訂は編集委員会の議を経て, 教授会で決定される。

附 則

- 1 この規定は, 平成8年1月1日から施行する。
- 2 昭和56年11月20日から施行の川崎医療短期大学紀要投稿規程は廃止する。